

第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査 が行われます。

■投票日及び投票時間
【投票日】2月8日（日）
【投票時間】午前7時～午後8時

■投票場所

投票場所は、お住まいの地域ごとに異なります。
お手元の「投票所入場券」をご確認いただき、
指定された投票所での投票をお願いします。
※選挙当日は、決められた投票所以外では投票
できませんのでご注意ください。

※**入場券がなくても投票はできますので、「投票所入場券」を紛失したときは、投票所で係員に申し出てください。**
※**投票所入場券は1月29日頃に発送予定です。**

■投票できる人

次の年齢要件および住所要件①または、
年齢要件および住所要件②を満たす人です。
※一定の欠格事項に該当する人は除きます。

○住所要件…平成20年2月9日までに生まれた人
①令和7年10月26日までに転入届を出し
たか、または住民票が作成された人で、引
き続き3ヶ月以上中井町の住民基本台帳に
登録されている人
②転出した人のうち、中井町の住民基本台帳
に引き続き3ヶ月以上登録されていた人で、
あつて、中井町から転出した日後4ヶ月を
経過しない人
※ただし、新住所地で選挙人名簿に登録され
ていない人に限ります。

■不在者投票について

○他市区町村での不在者投票

出張などにより他市区町村に滞在する場合や、
3ヶ月以内に引っ越しをしたために、現在の住所
地の選挙人名簿に登録されずに前住所地の選挙人
名簿に登録がある場合などには、名簿登録市区
町村の選挙管理委員会から投票用紙などの交付を
受けた上で、滞在地または新住所地などの市区
町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

○入院（所）中の人の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会指定の病院や老人
ホームなどに入院（所）中の人には、病院長などに
不在者投票をしたい旨の申し出をすれば、病院長
などの管理のもとで投票することができます。
詳しくは、入院（所）中の病院や老人ホーム、
選挙管理委員会などにお問い合わせください。

○郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの人で、
身体に重度の障がいがあり、一定の要件に該当
する人や、介護保険法上の要介護者で、要介護度
5の被保険者証をお持ちの人で、選挙管理委員会
からあらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受け
た人は、在宅の今まで投票することができます。
詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。
※不在者投票を希望する人はお早めに選挙管理委員会
へご連絡ください。
※郵便による不在者投票の投票用紙などの交付請求
期限は、2月4日（必着）までです。

期日前投票にお越しの方に、
オンドマンドバスの回数券を配布します。

■オンドマンドバスで、期日前投票にお越しください。

当日投票所に徒歩で行くのが難しい方や、公共交通や車などの利用が難しい
方は、オンドマンドバスを利用して、役場で行われる期日前投票へお越しくだ
さい。受付にて「オンドマンドバスで来た」とお伝えいただいた方に対して、
往復分の回数券をお渡しします。

注意事項

* 期日前投票期間中であっても、土曜・日曜・祝日のオンドマンドバスの
運行はありません。
* 回数券は往復分をお渡ししますが、役場に来る際は運賃のお支払いが
必要です。（片道分は次回乗車時にご利用ください。）

オンドマンドバスを利用する場合は、事前に利用者
登録を行った上で、インターネットまたは電話での乗車
予約が必要です。

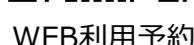
オンドマンドバス利用についての詳細は、バスの
パンフレットや町ホームページをご覧ください。
予約専用電話番号…0465-81-1120
受付時間…午前8時30分～午後5時



利用者登録



利用予約



WEB利用予約



開票日（即日開票）

日時：2月8日（日）
21時～
場所：農村環境改善センター
(多目的ホール)

開票はどなたでもご覧
いただけます。

■投票の方法
○衆議院小選挙区選出議員選挙
投票用紙に「候補者の氏名」を書いてください。
投票用紙は「あさぎ色」です。

○最高裁判所裁判官国民審査
投票用紙に審査に付される裁判官の氏名が
記載されています。やめさせた方が良いと思
う裁判官については、その氏名の上の欄に
X印を付けてください。
投票用紙は「うぐいす色」です。
※やめさせた方がよいと思う裁判官がいな
れば、何も記載せずに投票してください。
※「X」印以外の事項を記載した投票は無効
になります。

問い合わせ

中井町選挙管理委員会 ☎81-1111